

## 小学校教諭免許状取得

（小E）短期大学士の学位等を有し、二種免許状と実務経験を基に、一種免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第3（上級免許状の取得）

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち									
小学校教諭 一種免許状	小学校教諭 二種免許状	良好な成績の実務年数	5	6	7	8	9	10	11	12	
		修得を要する単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	

＜修得単位の内訳＞ 小学校教諭一種

在職 年数	教科に関する専門的事項 に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独 自に設定 する科目	総単 位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
5	1以上の教科に関する科目	4	・第2欄：各教科の指導法 （3以上の教科の指導法を含む） ・第3欄 ・第4欄 ・第5欄（教育実習を除く。） *上記のうち第2、3、4欄を含んで修得	21	5	45
6	5年の項に同じ	4	5年の項に同じ	19	5	40
7	5年の項に同じ	3	5年の項に同じ	17	4	35
8	5年の項に同じ	3	・第2欄：各教科の指導法 （2以上の教科の指導法を含む） ・第3欄 ・第4欄 ・第5欄（教育実習を除く。） *上記のうち第2、3、4欄を含んで修得	15	4	30
9	5年の項に同じ	2	8年の項に同じ	13	3	25
10	5年の項に同じ	2	8年の項に同じ	11	3	20
11	5年の項に同じ	1	・第2欄：各教科の指導法 （1以上の教科の指導法を含む） ・第3欄 ・第4欄 *上記のうち、第2、3欄を含んで修得	9	2	15
12	5年の項に同じ	1	・第2欄：各教科の指導法 ・第3欄 ・第4欄 *上記のうち、第3欄を含み、 2以上の欄にわたって修得	7	2	10

備考① この表における単位の修得方法は、「教科に関する専門的事項に関する科目」の欄、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄及び「大学が独自に設定する科目」の欄に掲げる科目の単位を含めて、総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

備考② 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄に定める第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄（教育実習を除く。）とは、教育職員免許法施行規則第3条第1項の表第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄（教育実習を除く。）に掲げる科目をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

備考③ 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。

※「教科に関する専門的事項に関する科目」とは

第3条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科に関する専門的事項に関する科目のうち以上の科目について修得するものとする。

（教育職員免許法施行規則第11条第1項表備考1→同規則第3条第1項表備考1）

※「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」とは

第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
第5欄	教育実践に関する科目	教職実践演習

（教育職員免許法施行規則第3条第1項の表）